

相談

よろず相談

とき 6月2日(水) 午後1時~午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 行政相談委員・人権擁護委員
 問合せ 総務課総務係 ☎28・6003
 福祉課福祉係 ☎28・0912

消費生活相談

とき ①6月2日(水)、②6月16日(水)
 いずれも午後1時~午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 消費生活相談員
 問合せ まちづくり推進課まちづくり推進係
 ☎28・0944

心配ごと相談

とき 6月15日(火) 午後1時30分~午後3時
 ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
 相談員 民生児童委員
 問合せ 社会福祉協議会 ☎29・0002

法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎月開催しています。事前の予約(先着順)が必要です。予約状況により来月以降の申込みとなります。
 とき 6月16日(水)
 午後3時~午後5時(1人30分程度)
 ところ 役場3階会議室4
 対象者 町内に在住か在勤の方(相談時間は1人30分程度、1人2回まで)
 予約方法 前日までに電話か役場3階12番窓口でお申し込みください。
 問合せ 総務課総務係 ☎28・6003

いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
 受付時間 毎月10日
 午前8時~翌日の午前8時
 ☎0120・783・556
 「名古屋いのちの電話」(通話有料)
 受付時間 24時間いつでも
 ☎052・931・4343
 福祉課福祉係 ☎28・0912

身体障がい者等相談

とき 6月8日(火)
 午前10時~午前11時30分
 ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
 ☎39・0776(電話相談可)
 相談員 身体障害者相談員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日~金曜日(祝日除く)
 午前8時30分~午後5時15分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

母子家庭自立支援・就業相談

とき 6月8日(火)
 午前10時~午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県母子自立支援員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

女性相談(要予約)

とき 6月17日(木)
 午前10時~午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県女性相談員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

Info

介護保険負担限度額
認定証の申請

介護保険の施設サービスや短期入所サービスなどを利用する場合、住民税非課税世帯で預貯金額等が一定の基準を満たしている方であれば、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、居住費(滞在費)・食費の自己負担額が軽減されます。

現在交付している認定証の有効期間は、7月31日(土)までです。

既に認定証の交付を受けている方には、6月初旬に申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、保険課に提出してください。郵送による提出も可能です。

▼提出書類

- ①負担限度額認定申請書兼同意書
- ②本人および配偶者の通帳等

※郵送の場合は写しを送付してください。(詳細については、申請書に同封の案内)

文で確認してください。)

▼提出期限 6月30日(水)

▼提出先 役場1階3番窓口保険課

▼問合せ 保険課高齢者・介護係

☎28・0100

Info
個人住民税の減免制度

特別な事情により納税が困難な方は、個人住民税の減免(税額を減額・免除すること)を受けられる場合があります。

提出期限後や納付後の申請は対象になりませんので、ご注意ください。

▼減免の主な対象

- ①納期のある月に雇用保険法に基づく基本手当を受給されている方で前年中の総所得金額等が200万円以下の場合
- ②1月2日以降に死亡した方の個人住民税で前年中の総所得金額等が200万円(同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合)、その同一生計配偶者及び扶養親族の数×基礎控除額+200万円)以下

の場合

③納期のある月に長期療養(6か月以上)を要する方で前年中の総所得金額等が200万円以下の場合

④1月1日現在、勤労学生の方(合計所得金額が75万円以下かつ給与所得以外の所得が10万円以下の場合)

▼提出書類 申請書、納税通知書、減免を受けようとする事由を証明する書類

▼提出期限 納期限まで

▼問合せ 税務課課税係

☎28・2434

6/2

人権擁護委員の日
特設相談

人権擁護委員は身近な相談パートナーです。隣近所のもめごと、家族間の問題、体罰やいじめ、職場におけるセクハラ、DV等でお悩みの方は、相談所へお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

寄附御礼

防災テント8張
 小中学校への寄附
 西春日井農業協同組合様
 乳児用靴下200足
 町立保育園への寄附
 保護者様

☎28・0912

「人権擁護委員の日」は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、制定されました。「人権擁護委員の日」の啓発活動として次のとおり特設相談所を開設します(よろず相談内)。

▼とき 6月2日(水)
 午後1時~午後3時

▼ところ 役場3階会議室3

▼問合せ 福祉課福祉係